

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、S Foods株式会社と称し、登記上はこれをエスフーズ株式会社と表示する。

②当社の英文社名は、S Foods Inc. と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食肉類の加工及び販売
2. 食肉加工品の製造及び販売
3. 加工調理食品、惣菜の製造及び販売
4. ソース、調味料の製造及び販売
5. 缶詰、壺詰食品の製造及び販売
6. 清涼飲料水の製造及び販売
7. 菓子類の製造及び販売
8. 食料品の販売
9. 牧場、養豚場及び養鶏場の経営
10. 農産物、水産物、畜産物の販売及び輸出入業
11. レストラン経営
12. 倉庫業
13. 貨物運送取扱業
14. 不動産の売買、賃貸、仲介及び管理
15. 食品製造加工機の製造及び販売
16. 食肉調理器の製造及び販売
17. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、120,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 第10条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対し請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。

②買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

③当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。

②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議により定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

- 1 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

- ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ②株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は12名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ②当会社の取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議をもって取締役の中から取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役、各若干名を置くことができる。

(代表取締役)

第23条 取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を統括する。

- ②取締役会は、その決議をもって取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役の中から、会社を代表すべき取締役を選定することができる。

(取締役会の招集者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

- ②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集手続)

第25条 取締役会を招集するときは、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第32条 監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役補欠者)

第34条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において、あらかじめ監査役補欠者を選任することができる。

②監査役補欠者は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。

③前項により選任された監査役補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

④監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

(期末配当及び基準日)

第36条 当社は、毎年2月末日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

(中間配当及び基準日)

第37条 当社は、毎年8月31日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。